



障害者職場体験実習面談会 のご案内

？「職場体験実習面談会」とは



企業の皆様と、職場での体験実習を希望する障害者の出会いの場を提供する事業です

障害者雇用を検討している企業の皆様が、障害者を「実習生」として職場に受け入れ、実際に業務（または実習用のカリキュラム）を実習として体験していただく事業です。年間8回程度開催し、一度の面談会で約40社の企業等が面談を行い、約400名の障害者が参加しています。

就労を目指す障害者の職業準備性及び障害者雇用を検討している企業等の雇用準備性をより高めていただくことを目的にしています。

？「職場体験実習面談会」の対象者と特徴は



企 業：都内に本社または事業所があり、都内の実習受け入れ場所が1か所以上ある企業等
※国・区市町村の機関は対象外です。

障害者：都内の就労支援機関から推薦された障害のある方



- ・面談時間は1回15分です。企業は1日最大12回、障害者は1日最大3社と面談できます。
- ・面談会に参加する障害者は、東京都内の障害者就労支援機関を利用（登録）し、企業での就労を目指している方のうち、基本的なビジネスマナーを備え、生活リズムが安定している方です。
- ・面談の際、障害者は登録している就労支援機関の支援員と必ずペアで参加いただきます。
- ・支援員が同席するため、企業から就労支援機関に確認したいことも面談時に直接伺えます。
- ・面談後、実習に進む際の連絡・調整は、企業担当者と就労支援機関の支援員との間で行います。

？職場体験実習を行うメリットは



障害者雇用を検討している企業等

企業の皆様が、障害者を「実習生」として職場に受け入れ、実際に業務を実習として体験してもらうことで、企業内に障害者雇用のノウハウを蓄積できる機会となります。本事業は実習の実施が目的ですので、職場体験実習後の雇用の義務はありませんが、実習により多くの障害者が就労ステージへと進めます。



就労を目指す障害者

企業等で働いた経験がない（少ない）、自分の適性が分からぬなど、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。この職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、また、実習中の体験を通して、自分の新たな課題を発見することもできます。

※ 本事業は、職場体験実習後の採用（雇用）を保証するものではありません。実習において賃金、報酬、交通費は支給されません。

実習保険、実習助成金、
東京ジョブコーチの派遣 など

公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援課

東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8F 【電話】 03-5211-2682

▶▶▶面談会以外にも、障害者の雇用をサポートする事業を展開しています！

